

令和4年5月第150回定例農業委員会総会議事録

令和4年5月10日（火）  
JAグリーン近江八幡東支店 会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第586号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議題587号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第588号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第589号 農用地利用集積計画について  
議第590号 農用地利用配分計画（案）について

報告第364号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について  
報告第365号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について  
報告第366号 その他の専決報告について

開会 午前9時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和4年5月第150回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので  
●●会長よろしく申し上げます。

議長

本日は、田植等の作業で大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。皆さんも新聞等でご存じかと思いますが、肥料の値段、農業資材全般の価格が上がっています。ウクライナ問題の関係で非常に資材高騰がまだまだ続くのかなと思います。肥料につきましては、日本はほぼ輸入に頼っていますので肥料が確保できるのかという話まで出てきております。農業委員会としても注視していかないといけないのかなと思います。それともう一点、最近コロナの感染者が急増しておられ、第7波の感染拡大とおっしゃっておられる方もいます。皆様も十分にご注意いただき農作業に取り組んでいただきたいと思います。

議長

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきます。

本日の現在出席委員20名、欠席の届出2名（4番、●●委員、5番、●●委員）、のとおり会議規則第4条第2項による欠席の届出がでております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、5月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和4年5月第150回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

17番 ●●●●委員、

18番 ●●●●委員のご両名を指名しますの

でよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第 586 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第586号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和4年5月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、土田町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,285㎡、同じく土田町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積2,959㎡、同じく土田町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,046㎡、同じく土田町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積3,038㎡、同じく土田町●●番●●、登記地目、現況地目とも田、登記面積371㎡、5筆合わせて11,699㎡になります。世帯の経営面積、渡人、受人とも121.9アールで、同一世帯なので経営面積の変更はございません。渡人につきましては、土田町●●番地、●●●●、受人につきましては、土田町●●番地、●●●●、契約内容は贈与、譲渡理由、譲受理由につきましては、経営移譲でございます。

番号2、土地の所在地、津田町●●番●●、登記地目、現況地目とも畑、登記面積3,786㎡、世帯の経営面積、渡人42.2アール、受人0アールで、今回の申請面積3.7アールとなります。貸人につきましては、円山町●●番地、●●●●、借人につきましては、長命寺町●●番地、●●●●、契約内容は賃貸借、貸渡理由につきましては、規模縮小、借受理由につきましては、新規就農でございます。今回、●●●●さんから津田町●●番●●を5年間、賃貸借して、受人の●●●●さんと●●さんのいとこである●●●●さんという24歳の方と共に玉ねぎを栽培されます。●●さんの奥さんの実家が南津田で農家をされており、こちらのお手伝いをされており。必要な機械等は奥さんの実家で借りられます。いとこの●●さんは、農業大学校を卒業しておられ、現在、大中

のファームで務めておられます。玉ねぎの卸先は、●●さんのお父さんが経営しておられます長命寺の●●●●という喫茶店に販売されます。最初は●●さんを中心に玉ねぎの栽培をされますが、年齢が年齢ということもあり、ゆくゆくは●●さんを中心に玉ねぎを栽培されるということです。

番号3、土地の所在地、日吉野町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,192㎡、若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積376㎡、2筆合わせて1,568㎡となります。世帯の経営面積、渡人1.5アール、受人70.9アールで今回の申請面積を合わせますと72.4アールとなります。渡人につきましては、若宮町●●番地、●●●●、受人につきましては、若宮町●●番地●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、高齢のため、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号4、土地の所在地、日吉野町●●番●、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,573㎡、世帯の経営面積、渡人117.4アール、受人29.6アールで今回の申請面積を合わせますと31.1アールとなります。渡人につきましては、日吉野町●●番地、●●●●●、受人につきましては、馬淵町●●番地●●、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、規模縮小、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

番号5、土地の所在地、安土町常楽寺●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積208㎡、世帯の経営面積、渡人10.4アール、受人141.0アールで今回の申請面積を合わせますと143.0アールとなります。渡人につきましては、安土町常楽寺●●番地、●●●●●、受人につきましては、桜宮町●●番地●、●●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、高齢のため、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長            ありがとうございました。  
                    議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員            (特になしの声)

議 長            特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。  
                    質問や意見はございませんか。

委 員            番号3の案件で、渡人の経営面積が1.5アールとありますが、今回売買される面積が1,568㎡ありますが、15アールの間違いではないですか。

事務局          すみません、間違いです。15.7アールに修正させていただきます。

委 員            ということは、持っておられる農地を全て売却されるということですね。

事務局          そうです。

議 長            他にございませんか。  
                    質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
議第 586 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員            (異議なしの声)

議 長            ご異議なしと認めます。  
                    よって、議第 586 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長

それでは次に、議第 587 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 588 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第587号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和4年5月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、津田町●●番の一部、登記地目、畑、現況地目、宅地、申請面積956㎡の内466.25㎡、申請人につきましては、中小森町●●番地●●、●●●●、申請地は、津田町地先の農地で、農用区域内農地いわゆる青地にあります。転用目的は、農業用倉庫で、既にトラクター及び肥料等の置場として利用されております。今回、現状を是正するため、令和4年3月25日に軽微変更され、農地法の申請に至りました。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、東町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積1,574㎡、申請人につきましては、東町●●番地、特定非営利活動法人●●●●、理事長、●●●●、申請地は、東町地先の農地で、一団の規模が10ヘクタール以上の農地を形成していることから、農振白地の第1種農地と判断をいたしました。転用目的は、共同作業所（就労継続支援B型作業所）です。現在、市から旧岡山コミュニティセンターを借りて運営されておりますが、3年以内に移転しなければならないため、法人所有の自己農地に新たに建築する計画をされました。第1種農地は、原則許可できませんが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置する場合は、例外的に許可し得るものです。令和3年12月21日に農振除外され、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、本件については、開発同時許可となります。

番号3、土地の所在地、安土町下豊浦●●番、登記地目、田、

現況地目、雑種地、申請面積800㎡、申請人につきましては、安土町桑実寺●●番地●●、●●●●、申請地は、安土町下豊浦地先の農地で、一団の規模が10ヘクタール以上の農地を形成していることから、農振白地の第1種農地と判断をいたしました。転用目的は、露天駐車場です。この農地につきましては、これまで資材置場として利用されており、従来からの指導案件でございました。今回、資材等を全て撤去され、露天駐車場として利用するための是正申請をされたものです。第1種農地は、原則許可できませんが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置する場合は、例外的に許可し得るものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第588号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める、令和4年5月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、北之庄町●●番、登記地目、田、現況地目、雑種地、申請面積817㎡、貸人につきましては、北之庄町●●番地、●●●●、借人につきましては、北之庄町●●番地●、●●●●株式会社、代表取締役、●●●●、申請地は、北之庄町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「近江兄弟社ひかり園」・「近江兄弟社中学校」の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、使用貸借です。転用目的は、申請地東側にある受人の露天駐車場です。約30年前に農地を貸したところ、その業者が造成され、後日倒産しそのまま放置された状態となり、その後、受人の露天駐車場として使用されておりましたので、今回是正の申請をされたものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、浅小井町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、申請面積10㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、受人につきましては、北之庄町●●番地、●●

●●、申請地は、浅小井町地先の農地で、土地改良未整備で農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。契約内容は、交換です。転用目的は、露天資材置場で、地図上、北側に受人の雑種地があり、申請地と交換することにより、現在使用している申請地西側の受人の資材置場と一体的に利用出来るように今回申請されました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、若宮町●●番●、登記地目、現況地目とも田、申請面積1,290㎡、渡人につきましては、馬淵町●●番地●●、●●●●、受人につきましては、若宮町●●番地、株式会社、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、若宮町の集落内の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に「●●内科」・「●●●●歯科」の医療施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場です。現在申請地を含めた一帯は、宅地開発がされる予定です。開発本申請前には地区計画決定が必要であり、地区計画決定には2回の都市計画審議会を経る必要があります。当初5月には地区計画の決定を得て、7月には開発許可が下りる予定でしたが、今年度は、都市計画審議委員の任期満了による交替があるため、5月の開催が無くなり、7月に開催される予定となりました。そのため、7月には納入される予定である特注製品である調整池整備に係る資材を置く場所がなく、今回開発予定区域である申請地を資材置場として利用される計画であります。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、日吉野町●●番、登記地目、現況地目とも田、申請面積1,276㎡、渡人につきましては、馬淵町●●番地●、●●●●、受人につきましては、中小森町●●番地●、●●●●、申請地は、日吉野町地先の農地で、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、相当数の街区を形成していることから、農振白地の第2種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場で、受人は、現在申請地西側に露天資材置場を所有していますが、事業拡大により、資材・重機等の置場が手狭になり、隣接農地である申請地に拡張されるものです。令和4年3月18日に農振除外され、立



地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号5、土地の所在地、千僧供町●●番地●、登記地目、現況地目とも田、申請面積165㎡、貸人については、千僧供町●●番地、●●●●、借人につきましては、東近江市八日市清水●丁目●番●●号、●●●●号室、●●●●、申請地は、千僧供町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、祖父・孫間の使用貸借です。転用目的は、一般住宅で、受人は現在賃貸住宅で生活しておりますが、手狭になり、実家に隣接する祖父の農地に一般住宅を建築される予定です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、本件については、開発同時許可となります。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

議第 587 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 588 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、 1番●●●●委員、よろしく申し上げます。

委 員

去る、4月28日に、議第 587 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 588 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて2番●●●●委員と6番●●●●委員と、私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

初めに、議第587号 農地法第4条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1・3の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2の案件です。

申請地は、東町地先の農地で、転用目的は、共同作業所です。隣接農地との境界にL型擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。雨

水については、敷地内に側溝を設け、申請地の北側道路側溝に放流することから、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第588号 農地法第5条第1項許可申請の案件について、報告させていただきます。

番号1の案件です。

てん末案件であり、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2の案件です。

申請地は、浅小井町地先の農地で、転用目的は、露天資材置場です。隣接農地は、果樹を栽培しており、現況と同じ土地利用をされるため、特に問題ないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号3の案件です。

申請地は、若宮町の集落内の農地で、転用目的は、露天資材置場です。隣接農地は、開発予定であることから、耕作される予定はないため、特に問題はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号4の案件です。

申請地は、日吉野町地先の農地で、転用目的は、露天資材置場及び露天駐車場です。隣接農地との境界は、耕作者と協議した結果、50cm空けて法面処理することになりましたので、特に問題はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

最後に番号5の案件です。

申請地は、千僧供町の集落内の農地で、転用目的は、一般住宅です。隣接農地は、祖父の農地であるため、特に問題はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請3件、第5条許可申請5件、計8件の現地踏査 結果報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委員 4条の2番の案件ですが、法人の所有農地での申請だと思  
いますが、本来、農地適格法人ではないと農地を持ってないと思  
いますが、この法人が農地を取得された経過を教えてください。

事務局 ●●●●さんがどのように農地を取得されたか整理が出来てお  
りませんので、後日、●●委員にご報告させていただいてもよろ  
しいでしょうか。

委員 農地部会の中で議論はなかったのでしょうか。

事務局 ●●●●さんが農地を取得された経過についてはご質問がなか  
ったのですみません。平成24年9月7日に売買で取得されてい  
ます。

議長 この件につきましては、次回の委員会でご報告頂きますようお  
願いします。  
他にございませんか。

委員 4条の番号1の案件、●●さんの農業用倉庫の案件ですが、●  
●さんはキクラゲ栽培の申請であったと思いますが、経営の仕方  
から見ると農業倉庫が必要になるのか、疑問に思うのですが。

事務局 申請地の横に畑をされておりまして、野菜を植えておられます。  
さらに市外にも農地をお持ちでトラクターや大型重機の倉庫が必  
要ということで申請をされました。

議長 他にございませんか。  
質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
議第587号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、  
許可をすることについて、及び、議第588号、農地法第5条  
第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、た  
だ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすること  
にご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議 長

議第 587 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 588 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長

それでは次に  
議第 589 号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

議第589号、農用地利用集積計画について、を議案朗読及び説明をさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地の利用関係の調整がなされ、近江八幡市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の提出があったので、審議を求める。上記の議案を提出する。令和4年5月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

こちらの資料といたしましては、A4縦置き文書、令和4年度農用地利用集積計画について、と書かれた資料とA4横置き文書、令和4年度第2号と書かれた資料でございます。

こちらにつきましては、11月1日から2月28日の間、農地中間管理機構への農地の借り受け申し込みに応じられた農地について挙げさせて頂いております。滋賀県から農地中間管理機構に指定されております公益財団法人、滋賀県農林漁業担い手育成基金が全筆受けてとなっております。本来全て朗読させて頂くのが本意でございますが、番号1についてのみ紹介させていただきますこととお許し願います。

番号1、利用権の設定を受ける者、大津市松本1丁目2番20号、(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金、利用権の設定をする者、馬淵町●●番地、●●●●、土地の所在地、馬淵町●●番、田、729㎡、新規更新の別、新規、契約期間は令和4年6月1日から令和14年12月31日、賃借料10aあたり9,000円、内容は水稲、権利の種類は賃貸借でございます。以上でございます。

議 長

皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はござい

ませんか。

委員 (特になしの声)

議長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
議第 589 号 農用地利用集積計画については、原案どおり承認とすることにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第 589 号 農用地利用集積計画について、原案どおり承認することに決定いたします。

議長 それでは次に  
議第 590 号 農用地利用配分計画(案)についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第590号、農用地利用配分計画(案)について、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、農用地の利用関係の調整がなされ、近江八幡市市長より別紙のとおり農用地利用配分計画(案)の提出があったので、同法第19条第3項の規定に基づき意見を求める。上記の議案を提出する。令和4年5月10日、近江八幡市農業委員会会長、●●●●●。

こちらの資料としましては、A4横置き資料、令和4年度、農用地利用配分計画案と書かれたものでございます。こちらに関しましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、市町村が中間管理機構より利用配分計画案の作成と提出を求められた際に、農業委員会の意見を聴くものと規定されております。補足説明としましては、左側は貸付相手先、耕作者、右側は借受相手先が記入されています。以上でございます。

議長 皆様にお伺いいたします。ただ今の案件で質問や意見はございま

せんか。

委員 (特になしの声)

議長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
議第 590 号 農用地利用配分計画 (案) については、異議なしとの意見を回答することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第 590 号 農用地利用配分計画 (案) について、異議なしとの意見を回答することに決定をいたします。

議長 それでは、次に報告第 364 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 365 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 366 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第 364 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定に基づき同法施行令第 3 条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和 4 年 5 月 10 日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号 1、土地の表示、中村町●●一●、田、328㎡、同じく中村町●●一●●、田、328㎡、届出受理日及び受理番号、令和 4 年 3 月 23 日、423 番、届出人の住所氏名、中村町●●、●●●●、理由につきましては、共同住宅でございます。

続きまして、報告第 365 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に基づき同法施行令第 10 条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和 4 年 5 月 10 日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、安土町下豊浦●●一●、田、325㎡、渡人につきましては、安土町上豊浦●●、●●●●、同じく安土町下豊浦●●、田、2,400㎡、渡人につきましては、安土町上豊浦●●、●●●●、同じく安土町下豊浦●●、田、1,478㎡、同じく安土町上豊浦●●、田、119㎡、渡人につきましては、安土町上豊浦●●、●●●●、同じく安土町下豊浦●●、田、603㎡、同じく安土町上豊浦●●、畑、462㎡、同じく安土町上豊浦●●、田、244㎡、渡人につきましては、野洲市長島●●、●●、同じく安土町上豊浦●●一●、田、175㎡、渡人につきましては、東京都新宿区市谷本村町●番●一●●号、●●●●、同じく安土町上豊浦●●一●、田、37㎡、渡人につきましては、安土町上豊浦●●、●●●●、以上9筆の受人につきましては、鷹飼町北●丁目●一●●、●●●●、代表取締役、●●●●、届出受理日及び受理番号、令和4年3月25日、533番、理由につきましては、分譲住宅、区分につきましては売買でございます。

番号2、土地の表示、安土町上豊浦●●、畑、168㎡、届出受理日及び受理番号、令和4年4月13日、501番、渡人につきましては、安土町上豊浦●●、●●●●、受人につきましては、安土町上豊浦●●、●●●●、代表取締役、●●●●、理由につきましては、露天駐車場、区分につきましては、売買でございます。

続きまして、報告第366号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。  
令和4年5月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知について、こちらは賃貸借契約解除が3件ございました。

2、農地形状変更申出について、西本郷町●●番、田、2,349㎡を田届、届出人につきましては、西本郷町東●番地●●、●●●●、令和4年4月13日受理でございます。以上でございます。

議 長

ただ今の、報告第364号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第365号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第366号 その他の専決報告について、質

問等はありませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告  
案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議 長 以上で本日の総会日程は終了しました。  
これをもちまして第 150 回定例農業委員会総会を閉会しま  
す。

閉会 午前10時28分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員